

施策1 すべての子どもの育ちを支援する

施策概要

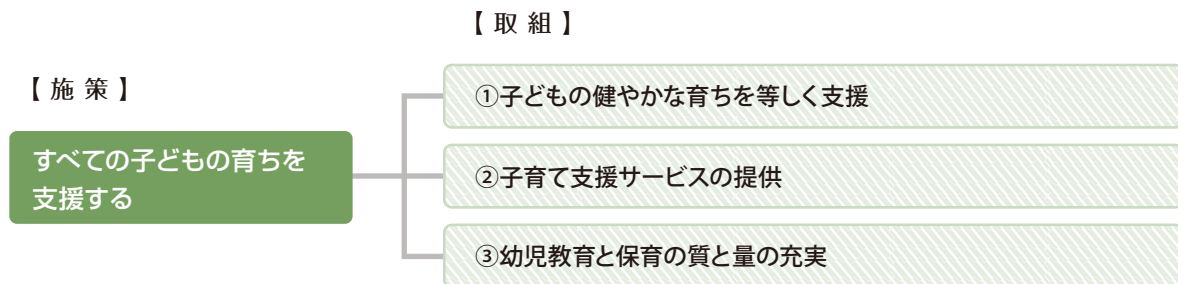
施策の必要性

本格的な人口減少社会の到来を迎える中、少子化問題に対応するため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と、待機児童の解消など仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。また、幼児期の教育・保育が人格形成の基礎を培うことから、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供が求められています。さらに、社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとした、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていく必要があります。

施策の方向性

次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てできる環境を整えます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

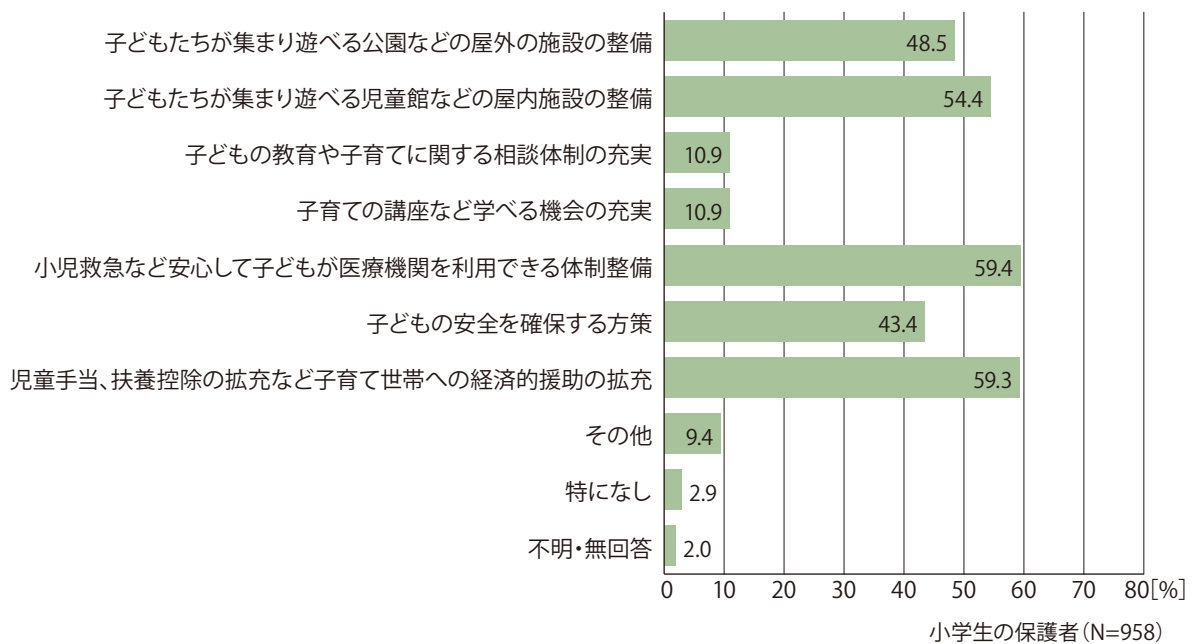
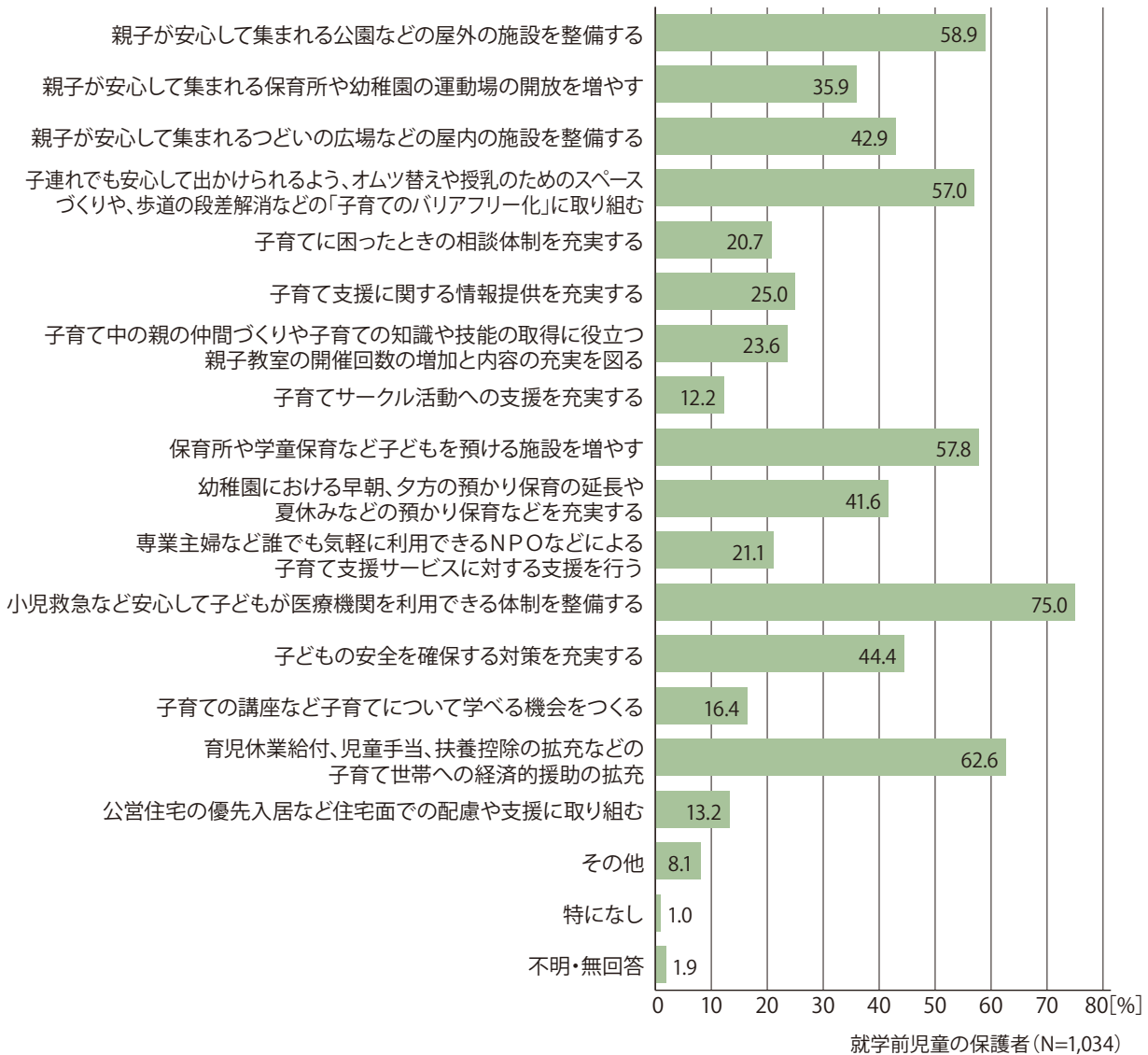
《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	子育ての孤立化等を予防するため、地域での見守り・支援を行います。
1-3 障害者への支援を推進する	発達に課題のある子どもへの早期療育に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	貧困の連鎖を食い止める手段として子どもの就学支援等を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	妊婦健診や乳幼児健診との連携により、安心して出産・子育てができる環境を整えます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	子育て支援ネットワークを活用し、地域の子育て力の向上を図ります。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	保育所・幼稚園と小学校の連携によるスムーズなステージ移行を図ります。中学生と乳幼児の交流機会を設けます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひとり親家庭等の就労を支援します。一般事業主行動計画策定の必要性について周知・啓発をします。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	男性の家事・育児への参加意識を啓発します。子どもに対する性犯罪や面前DVの予防啓発を行います。

■充実してほしい子育て支援サービス(複数回答)



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①子どもの健やかな育ちを等しく支援	《現状と課題》	《市》
	児童手当などの給付を行い、こども医療の拡充を図るとともに、障害のある児童の社会生活等を支えるための療育サービスを充実し、児童虐待の予防、早期対応等に努めています。また、ひとり親家庭に対する自立支援員による相談援助、自立支援給付金の支給等を行っています。今後も、子どもの貧困対策をはじめ、さまざまな立場の子ども・家庭への支援に努める必要があります。	子ども・子育て支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画を策定するとともに、児童虐待の予防や発達支援、医療費の助成やひとり親家庭への支援、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援が行える体制を整えます。
	《目標》	《市民》
	社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとするさまざまな状況にある子どもが健やかに育つための環境が整っています。	子育て家庭の孤立化を防ぐとともに早期の通告による虐待の予防に努めます。
②子育て支援サービスの提供	《現状と課題》	《市》
	子育て家庭の負担感や不安の軽減を図るため、ニーズに応じて「ほっと」できる場を提供し、一時保育、ヘルパー派遣、子育て相談などを気軽に活用できるよう子育て支援サービスの充実を努めています。今後も必要な子育て支援サービスが有効に活用されるよう、市民周知に努める必要があります。	さまざまなニーズに対し総合的かつ有効な支援サービスを提供できるよう体制を整えるとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。
	《目標》	《市民》
	個々のニーズに応じた支援サービスが活用され、安心して子育てができるようになっています。	個々のニーズに応じた情報を収集し、活用します。
③幼児教育と保育の質と量の充実	《現状と課題》	《市》
	保護者の就労等の事情により、幼児教育を希望する者がこれを受けられない状況が見られたり、保育ニーズの高まりから、多くの待機児童が生じている現状があります。幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもに等しく提供される必要があります。	幼稚園、認定こども園 ^{※2} 、保育所等における質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、その充実・向上に努めます。
	《目標》	《市民》
	待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されています。	《事業者・団体》
		幼児教育・保育に関わる事業者は、多様化する保護者のニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努めます。

※1 一般事業主行動計画:

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業者の仕事と子育ての両立を図るための環境整備などに取り組むための対策や実施時期を定めるものです。

※2 認定こども園:

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

施策2 地域ぐるみの子育てを推進する

施策概要

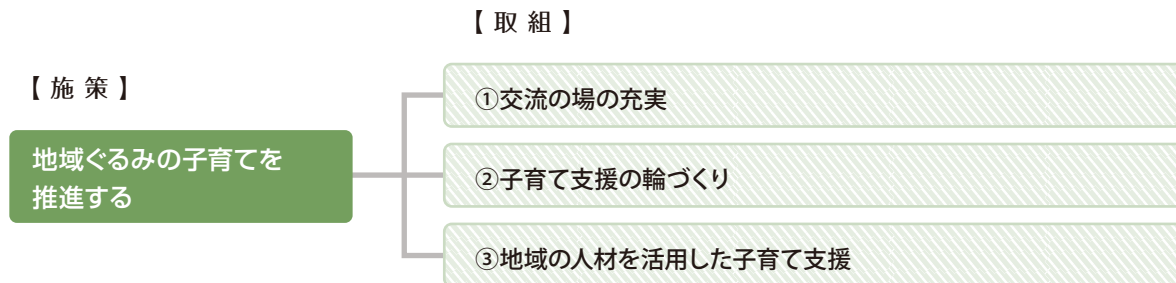
施策の必要性

子育ての第一義的責任は保護者にあると言われていますが、核家族化が進展し、近隣との関係が希薄化していることなどから、子育て家庭の孤立化等が危惧されます。地域におけるさまざまな立場の人たちが互いに連携・協力し、子育てに関わることで、地域の子育て力を充実していくことが求められます。

施策の方向性

地域のさまざまな人材が連携・協力し、子育てを支援することで、親子ばかりではなく世代を超えた人たちの交流の場が充実するなど、「子育てでつながる地域社会」の実現をめざします。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

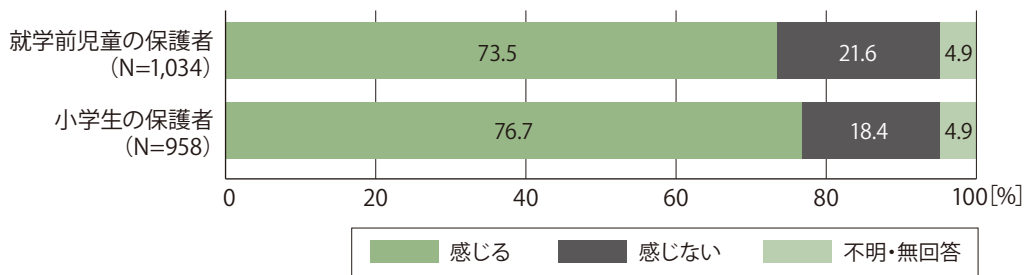
《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなどによる子育て世帯への支援を行います。
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域における活動として、子育て支援の仕組みづくりを行います。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保育所・幼稚園における園庭開放を行います。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域コミュニティにおける子ども・子育ての新たな支え合い体制の構築を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	子育て支援に関心を持つ人材の育成を図ります。

■子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか



茨木市次世代育成支援に関する二ズ調査(平成26年3月)

■支えられていると感じる人、支えてほしい人(複数回答)

【就学前児童の保護者】	支えられていると感じる人 (N=760)		支えて欲しい人 (N=223)	
	件数	%	件数	%
近所の人	292	38.4	43	19.3
同じ世代の子どもを持つ保護者	506	66.6	79	35.4
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	53	7.0	27	12.1
地域活動を行っているNPOなどの人	45	5.9	28	12.6
幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	457	60.1	82	36.8
市役所の職員	27	3.6	26	11.7
その他	51	6.7	23	10.3
不明・無回答	11	1.4	40	17.9

【小学生の保護者】	支えられていると感じる人 (N=735)		支えて欲しい人 (N=176)	
	件数	%	件数	%
近所の人	326	44.4	22	12.5
同じ世代の子どもを持つ保護者	597	81.2	56	31.8
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	171	23.3	26	14.8
地域活動を行っているNPOなどの人	37	5.0	26	14.8
市役所の職員	14	1.9	14	8.0
その他	44	6.0	21	11.9
不明・無回答	15	2.0	53	30.1

茨木市次世代育成支援に関する二ズ調査(平成26年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

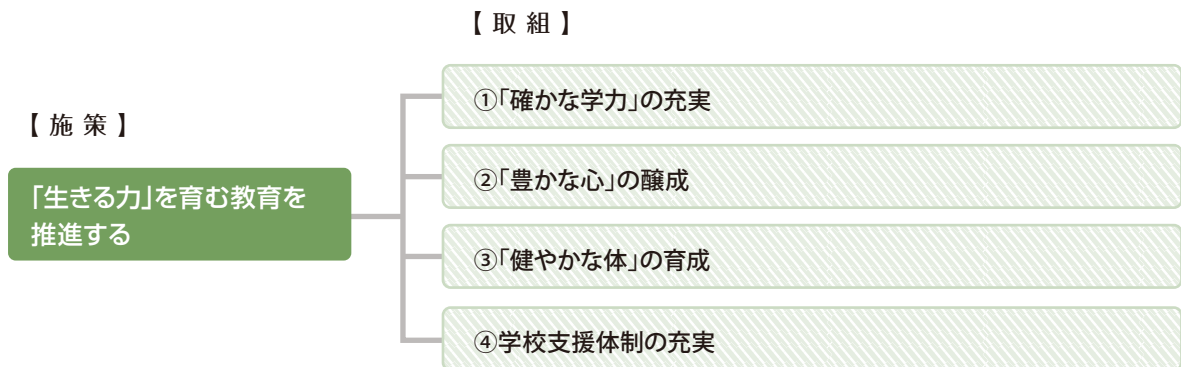
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①交流の場の充実	《現状と課題》 身近な地域で子育て中の親子が気軽に楽しくつどい、情報交換ができる場の充実に努めています。今後子育てを担う子どもたちへの関わりとして、子育て中の親子が子育ての楽しさを伝える機会を増やす必要があります。また、父親の参加や学生・高齢者等との交流の場の充実が必要です。	《市》 子育て中の親子が利用しやすい身近な地域での交流の場を展開するとともに、交流の活性化を推進します。子育て中の親子が主役となり、次世代の子育てへの啓発を行えるよう積極的に学校等との連携を図ります。
	《目標》 子育て中の親子が気軽に交流できる場が地域の中に充実しています。	《市民》 インターネットからの情報を活用しつつ、直接顔を合わせて情報交換するなど、積極的な交流をします。
		《事業者・団体》 事業者は親子交流の場を運営するとともに、商業スペースなどで交流の場を提供します。学校等において、子育て中の親子と交流する事業を積極的に取り組みます。
②子育て支援の輪づくり	《現状と課題》 子育てに関する情報の共有や子育てに関わっている人たちがつながるための連絡会を行っています。お互いの特色を認め合い、地域での連携をより高めるための体制を整備する必要があります。	《市》 子育て支援者だけでなく子育て中の当事者も含めた連携の場を設け、地域での子育て力を向上します。身近な地域ごとに子育て支援の拠点を配置し、互いに連携することで支援の隙間をなくします。
	《目標》 地域に根差した子育て支援の輪をつくり、それぞれが互いに支え合いながら、特色をいかした活動が展開されています。	《市民》 さまざまな支援等を利用したり、イベントに参加・協力します。
		《事業者・団体》 支援者は、それぞれの持つ特色を最大限にいかした活動を展開するとともに、他の支援者と連携し、情報交換等を積極的に行いながら、有意義な情報提供を行います。
③地域の人材を活用した子育て支援	《現状と課題》 地域には、育児、学習、生活等のさまざまな知識を持つ高齢者などの子育て経験者や民生委員・児童委員、地区福祉委員がいます。また、子育て支援をしている民間団体などがあります。それらの地域の人材をより一層活用することが必要です。	《市》 子育て経験者、民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などが連携・協力しやすくなるようなきっかけづくりをします。
	《目標》 地域の人材がさまざまな形で活用され、地域住民の経験・知識・技術等をいかした活動が展開されています。	《市民》 経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加します。
		《事業者・団体》 経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加するとともに、積極的に活動・参加する市民に協力します。

施策3 「生きる力」を育む教育を推進する**施策概要****施策の必要性**

平成18年の「教育基本法」改正により新しい時代の教育の基本理念が示され、その後、「生きる力」を一層育むことをめざして学習指導要領も改訂されました。一方、経済のグローバル化や高度情報化、少子高齢化が急速に進み、「貧困」「格差」の問題が大きな社会問題となっています。また、21世紀は知識基盤社会と言われ、次代を担う子どもたちには、知識や技能を活用して課題を解決する力、変化の激しい社会に柔軟に対応し、力強く生き抜く力が求められており、子どもたちが、自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力を育む必要があります。

施策の方向性

すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を進めます。

施策を実現するための取組の体系**分野別計画等****《次世代育成支援行動計画(第3期)》**

すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

《第3次学力・体力向上3カ年計画「茨木っ子ジャンプアッププラン28」》

「学習事項の定着(学力調査で図れる学力)」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成をめざす計画

《いじめ防止基本方針》

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて、これまで本市が示してきた事項をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	福祉の意味や福祉活動の役割について理解し、障害者や高齢者などとの出会いや体験活動などを通して、「思いやりを行動へ」と移す実践力を育成します。
1-3 障害者への支援を推進する	子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加をめざした適切な指導・支援を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	食に関する指導にあたっては、指導の全体計画を学校の教育計画に位置づけ、学校教育全体を通して実施します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保幼小連携ベースカリキュラムに基づく実践を小学1年生で進めるとともに、中学校ブロック内の連携推進に努めます。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	登下校の安全については、地域と一体となった「子どもを守る大人のスクラム」の充実を図ります。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	市立図書館の司書や読み聞かせ講師の招へい、団体貸出の利用等の連携を通して学校図書館教育の充実を図ります。
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	児童・生徒に「ふるさと茨木」への愛着と誇りを育むとともに、わが国の歴史や文化・伝統を大切に育てます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	各校園での事故発生時における救急及び緊急連絡体制について、教職員に周知徹底し、万全な危機管理に努めます。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容を充実させます。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	学校給食への安全・安心な農作物の供給を推進します。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	児童・生徒に地球温暖化や環境問題など、人間と環境の関わりについての認識を深めさせ、自発的に行動する意欲や態度を育みます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	さまざまな人権問題の解決に向けて、校内組織体制を整備して人権教育を推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	すべての教育活動において、男女共同参画社会の実現を目的とした男女平等教育を充実させます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①「確かな学力」の充実	《現状と課題》	《市》
	学校と市教育委員会が、「茨木っ子プラン22」「茨木っ子 ステップアッププラン25」の計6年にわたる学力向上施策に取り組んだ結果、児童・生徒の学力は着実に向上していますが、さらに小中学校が連携して学力課題を克服する必要があります。	学校と市教育委員会は、進行中の「茨木っ子 ジャンプアッププラン28」後も学力向上施策に継続して取り組みますが、特に就学前を含めた保幼小中連携や市立図書館等との連携を図って「質の高い教育」をめざします。
	《目標》	《市民》
	小中学校が連携して学力向上にかかる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組み、学ぶ喜びを実感しています。	市教育委員会が作成した「家庭で学力を育てるヒント」を参考に、家庭の状況に応じてできることから取り組みます。
		《事業者・団体》
②「豊かな心」の醸成	《現状と課題》	《市》
	互いに高めあう人間関係づくりをめざして「ゆめ力」「自分力」「つながり力」 [※] の育成を図っていますが、いじめ・不登校等の問題事象、特にインターネットを通じて行われるいじめ事象への対応が必要です。	道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「茨木市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図ります。
	《目標》	《市民》
	一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができます。	あいさつ運動や見守り活動など社会全体で豊かな心を育む取組を推進します。
		《事業者・団体》
		事業所は職場体験活動の受け入れを通じて、子ども会等の青少年育成団体は、自然体験活動や集団宿泊体験活動を通じて、児童・生徒の道徳性の育成に努めます。

※「ゆめ力」「自分力」「つながり力」:

「ゆめ力」=将来の展望を持ち、努力できる力

「自分力」=規範意識を持ち、自分をコントロールする力

「つながり力」=他者を尊重し、積極的に人間関係を築こうとする力

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③「健やかな体」の育成	《現状と課題》	《市》
	新体力テスト ^{※1} の結果を活用し、生涯にわたって健康な体と体力の維持・向上を図ろうとする基礎を培う必要があります。また、学校給食等においては、正しい食習慣の習得と健やかな発達のため、食育を推進するとともに、食物アレルギー対応の充実が必要です。	新体力テストの分析結果を提供して、健康や体力の維持・向上、「食」への意識を高めるとともに、蓄積した結果を体育指導に有効に活用します。また、アレルギー対応への的確な対応を図るとともに、地元食材の使用などにより学校給食等における食育の充実に努めます。
	《目標》	《市民》
	小中学校が連携した体力向上の取組や授業改善、新体力テストの活用を進めたことにより、児童・生徒は、健康への意識が高まり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。給食では安全安心な地元食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。	夏休み中のラジオ体操や地域のスポーツイベント等、体を動かす機会には家族で積極的に参加し、運動する楽しみと健康に対する関心を子どもとともに共有します。
		《事業者・団体》
		こども会をはじめとする青少年関係団体は、スポーツ活動などを活発に取り組みます。また、農業協同組合など関係団体は、地元生産者を結びつけ、食材の運搬を担うなど、その活用推進のため市との連携に努めます。
④学校支援体制の充実	《現状と課題》	《市》
	最新の教育情報を提供し、研修を実施することにより、教職員の資質・能力向上に努めていますが、増加している経験の浅い教員への対応が課題です。相談業務では、児童・生徒、保護者、教職員の不安や悩みに対応し、支援しています。	初任者、ミドルリーダー ^{※2} 、管理職等に必要な情報を分析・選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行います。発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談業務及び支援を充実します。
	《目標》	《市民》
	教職員は、最新の技術や情報をもとに授業改善に取り組んでいます。丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減されています。	授業参観などにより学校の状況を把握するとともに、学校評価に参加して意見を述べ、児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう支援します。
		《事業者・団体》

※1 新体力テスト：

国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、従前の「スポーツテスト」を全面的に見直し作成されたテストで、文部科学省は平成11年度から同テストを用いて「体力・運動能力調査」を実施しています。

※2 ミドルリーダー：

学校運営の中核となる主任教諭および教諭のことを指します。

施策4 魅力ある教育環境づくりを推進する

施策概要

施策の必要性

安全・安心で快適な教育環境を計画的・効果的に整備することが必要です。また、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。

施策の方向性

それぞれの学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備します。

また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整えます。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

魅力ある教育環境づくりを
推進する

【 取 組 】

①学校施設の計画的な整備・充実

②学校・家庭・地域の連携の推進

分野別計画等

《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	地域における教育コミュニティづくりを推進することで、子どもたちの教育環境の整備を図ります。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	各地域において子どもたちの見守りなど防犯活動が行われ、安全安心なまちとなっています。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域の子は地域で育てるといった意識が醸成され、地域コミュニティが育まれています。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の人々が、子どもにかかわる活動に参加しています。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①学校施設の計画的な整備・充実	《現状と課題》 快適な教育環境等を整えるため、校舎内環境の向上等の再整備を進めています。子どもたちが健康でいきいきと学ぶことができる教育環境を確保し、ICTの活用など多様化する学習に対応した設備等の充実が求められています。	《市》 老朽化する施設の長寿命化改修に取り組むとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供します。
	《目標》 学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、利便性や機能性を持つ、快適な教育環境で効果的な児童・生徒の学習が行われています。	《市民》 学校の施設・設備を大切に使う意識・マナーを高めます。
		《事業者・団体》
②学校・家庭・地域の連携の推進	《現状と課題》 地域住民のつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力が低下する傾向にあります。また、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる環境づくりが求められています。	《市》 校区を基盤とした学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行います。
	《目標》 学校・家庭・地域が互いに情報共有し、それらが連携して教育コミュニティづくりを進めています。また、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整っています。	《市民》 経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。
		《事業者・団体》 地域の団体や事業者が経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。

施策5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する

第2章：次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策概要

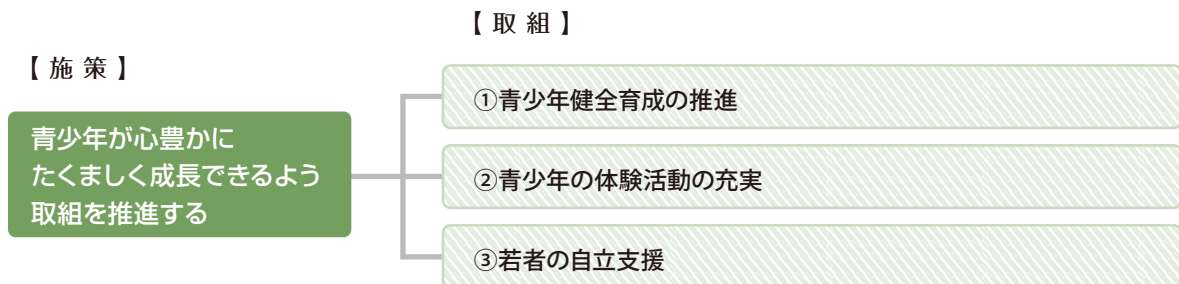
施策の必要性

都市化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が変化する中で、青少年の体験活動の機会が減少するとともに、青少年の規範意識が低下し、非行が低年齢化するなど、青少年の健全育成は困難な環境にあります。また、生活困窮のみならず就労・自立に向けた支援を必要とするなど課題を抱える若者も増加しています。青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう、取組を進める必要があります。

施策の方向性

全ての青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関 連 す る 施 策	連 携 の 内 容
1-4 生活困窮者への支援を推進する	若年困窮者への支援策を実施します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	体験活動の機会を提供することで、「豊かな心」の醸成に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひきこもり等の若者に対する就労支援を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域におけるさまざまな健全育成団体がそれぞれの目的を持ち活動することで、地域におけるコミュニティづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 青少年健全育成の推進	《 現状と課題 》 地域における人間関係が希薄化する中、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」ため青少年育成団体が活発な活動ができるよう支援するとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を図る必要があります。	《 市 》 地域において、青少年健全育成を啓発するとともに、青少年健全育成団体の支援に努めます。青少年問題協議会 [※] の提唱により、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努めます。
	《 目標 》 各地域で青少年健全育成の行事等が活発に実施されることにより、地域の子どもは地域で見守り、育てるといった市民意識の醸成がされています。	《 市民 》 地域で実施される青少年健全育成の行事に積極的に参加・協力し、地域の子どもを見守ります。
		《 事業者・団体 》 青少年健全育成団体は、地域における人間関係の構築及び青少年の規範意識の醸成のための事業の実施に努めます。青少年指導員会は、青少年を有害環境から保護するための活動に努めます。
② 青少年の体験活動の充実	《 現状と課題 》 社会の変化により、これまで身近にあった遊びや体験の場が減少しています。青少年は体験活動を通して、コミュニケーション力、規範意識、道徳心等社会で求められる基礎的な能力を養うことができますが、こども会の組織率が低下するなど、体験格差が生じています。	《 市 》 こども会等体験活動の機会を提供する団体の活動支援に努めます。上中条青少年センター及び青少年野外活動センターの施設整備を進めるとともに、青少年の体験活動の充実を図ります。
	《 目標 》 青少年が活動拠点である上中条青少年センター及び青少年野外活動センターなどでの体験活動を通して自尊心や生きる力を高め、自分の将来に対して夢や希望を持つことができるような集団活動が活発に展開しています。	《 市民 》 情報収集に努め、体験活動の機会を活用します。
		《 事業者・団体 》 こども会等各種団体は、青少年の体験活動の機会の提供に努めます。
③ 若者の自立支援	《 現状と課題 》 ひきこもり等の相談窓口として、茨木市子ども・若者自立支援センターを設置し、相談・支援体制の充実を図るとともに、ひきこもり等の面談などについての支援をしています。また、課題を持つ青少年やその保護者等に対する相談体制の充実を図るなど、若者の自立に向けた切れ目のない支援が必要です。	《 市 》 若者に対応する相談窓口を充実するとともに、自立に向けたさまざまな支援を行います。また、課題を持つ青少年に対して、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携できるよう相談窓口を充実します。
	《 目標 》 若者とその保護者が気軽に相談できる窓口が整備されています。それぞれの状況に応じた支援を受け、自立に向けてステップアップしています。	《 市民 》
		《 事業者・団体 》 事業者は、若者の社会参加・職業体験の場を提供します。

※青少年問題協議会：

市長を会長とし、学識経験者、市議会議員、警察署・保健所・子ども家庭センターなどの関係行政機関、関係団体等で組織され、青少年に関する総合的施策についての重要事項を審議する茨木市の附属機関です。